

令和7年4月10日

各位

松山市 企業立地・産業創出課 商店街元気担当課長
障がい福祉課長

障害者差別解消法の理解促進と遵守について（お願い）

平素より松山市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、松山市では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を実現することを目指しています。

障害者差別解消法では、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮と環境の整備を行うこととなっており、令和3年の改正では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が、努力義務から義務へと変更され、令和6年4月1日から施行されています。

そのような中、商店街の店舗で、障がいのある人が不快な思いをしたとの声が、本市に届けられたため、改めて、別添パンフレットを組合員様はじめ各店舗へご周知いただき、共生社会に向けた取組を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

【お問合せ】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課

商業振興担当（089-948-6710）

福祉推進部 障がい福祉課

社会参加担当（089-948-6353）